

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杜の舎（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、第三者委員及び評議員選任・解任委員会外部委員をいう。

(報酬)

第3条 理事長を含む役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人及び施設の運営のために業務にあたったときは、次のとおり日当を支給する。

1日 4時間未満 6,000円＋源泉税相当額

1日 4時間以上 10,000円＋源泉税相当額

- 2 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- 3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第一項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、現金にて次のとおり支払う。

(1) 理事長について、毎月の報酬は毎月末に現金にて支払う。

(2) 理事長以外の役員等について、毎年末に第3条1項の報酬をその年の出席回数で乗じた額を現金にて支払う。

- 2 報酬の支払額は、源泉徴収税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 法人内施設での理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときの交通費は、実費にて支払う。ただし、自家用車を使用する場合は1kmにつき37円を支払う。

- 2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者は、交通費については支払わない。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第7条 出張に係る費用については、法人の旅費規程に準じる。

(改正)

第8条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人杜の舎
理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 1月20日から施行する。